



島根県報

平成27年3月10日（火）

第2,680号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障がい福祉課)	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定	(")	2
自立支援医療機関の指定		
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定	(")	2
自立支援医療機関の名称の変更		
平成26年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜	(食料安全推進課)	2
換地処分	(農村整備課)	3
保安林予定森林	(森林整備課)	3
森林法第189条の規定による告示及び掲示(2件)	(")	3
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗廃止の届出	(中小企業課)	4
障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地変更の届出	(雇用政策課)	5
島根県収入証紙売りさばき人の氏名等の変更	(審査指導課)	5

【公 告】

公共測量の終了	(用地対策課)	5
---------	---------	---

告 示**島根県告示第159号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成27年 3 月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名称	所在地	
雑賀 玲子	神経内科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	平成27年 2 月27日
多久和 紘志	整形外科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	平成27年 2 月27日

島根県告示第160号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成27年 3 月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名称	所在地		
さとうクリニック	出雲市平田町989-1	精神通院医療	平成27年 2 月 1 日

島根県告示第161号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の名称の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

平成27年 3 月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関			自立支援医療の種類	変更年月日
名称		所在地		
変更前	変更後			
サン薬局	なの花薬局 石見長久店	大田市長久町長久口225-6	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成27年 3 月 1 日

島根県告示第162号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定による平成26年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

平成27年 3 月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

種畜証明書番号	名前（登録・登記番号）	品 種	検査成績
11362829490	錦花国（黒原5854）	肉用牛 黒毛和種	1 級
11362892739	第25宿18（2013子島黒1132538）	肉用牛 黒毛和種	1 級

島根県告示第163号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成27年3月2日付けで県営土地改良事業に係る雲南北地区山方工区の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成27年3月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第164号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成27年3月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

江津市有福温泉町本明1319、1320-1、1320-2、1321-3

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第165号

平成27年島根県告示第61号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を益田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成27年3月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不 分 明 で あ る 通 知 の 相 手 方	
	保安林の権利者	住 所
益田市大谷町2120-68	御神本 康一	広島県福山市寺町13番20-703号メゾン八杉
益田市大谷町2120-212	石田 和貴	益田市遠田町3070-25
益田市戸田町イ1217-1	綾野 静子	益田市戸田町イ546-3
益田市大谷町2120-210	御神本 堅	益田市大谷町457

島根県告示第166号

平成27年島根県告示第62号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を雲南市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成27年 3月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不 分 明 で あ る 通 知 の 相 手 方	
	保安林の権利者	住 所
雲南市木次町東日登360、1896-3	藤井 高文	東京都北区王子6-2-4-405
雲南市木次町東日登381、1887-5、1887-6	藤井 暁	雲南市木次町東日登380

島根県告示第167号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による届出があったので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

平成27年 3月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

協同組合大田ショッピングセンタービル 島根県大田市大田町大田口931番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

破産者 協同組合大田ショッピングセンター 清算人 丑久保和彦 島根県松江市母衣町178番地2

(3) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

6,103平方メートル

(4) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0平方メートル

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日

平成27年 3月11日

2 届出年月日

平成27年 2月26日

島根県告示第168号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第3項の規定により、次のとおり障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年 3月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	事業者の住所	事務所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
社会福祉法人希望の里福祉会	益田市高津三丁目23番1号	益田市乙吉町イ336番地4 インペリアビル1階	益田市あけぼの東町1-9	平成27年 4月 1日

島根県告示第169号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の氏名等を変更した旨届出があった。

平成27年 3月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき場所	変更に係る事項	
			変更後	変更前
			売りさばき場所	売りさばき場所
950	益田市駅前町15番1号 西いわみ農業協同組合 代表理事組合長	鹿足郡吉賀町柿木村柿木565	鹿足郡吉賀町柿木村柿木565	鹿足郡津和野町後田口64-2（廃止） 鹿足郡吉賀町柿木村柿木565

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、平成27年1月31日に終了した旨雲南市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成27年 3月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類
公共測量（空中写真測量・写真地図作成）
- 2 作業期間
平成26年 5月17日から平成27年 1月31日まで
- 3 作業地域
雲南市